

一般社団法人日本温泉科学会代議員選挙規程

平成 29 年 6 月 10 日制定

(総 則)

第 1 条 本規程は一般社団法人日本温泉科学会定款第 14 条第 2 項に基づく代議員の選挙について定める。

第 2 条 本規程による選挙の実施に関する事項は、この規程によるほか、本会代議員選挙規程細則の定めるところによる。

(選挙管理委員会)

第 3 条 選挙管理委員会は、代議員選挙を実施し、それらの結果を当選者および事務局に報告する。

第 4 条 選挙管理委員会は、理事会の議決を経て会長から委嘱される通常会員 3 名の委員をもって構成する。ただし、役員は委員になることができない。

(代議員の定員と資格)

第 5 条 代議員の定員は 30 名とする。

第 6 条 代議員の選挙権は通常会員および学生会員が有するものとする。

第 7 条 代議員の被選挙権は通常会員が有するものとする。

(代議員選挙)

第 8 条 代議員選挙の投票は 30 名連記とし、通常会員および学生会員の無記名投票によって行う。

第 9 条 代議員の選挙の開票は選挙管理委員会が行い、有効投票の多数を得たものから順次定数に達するまで選出当選者とする。得票数が同じ場合は年長者を当選者とする。

(代議員の欠員)

第 10 条 代議員に欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げる。得票数が同じ場合は年長者を優先する。繰り上げにより選出された代議員の任期は前任者の残存任期とする。

(規程の変更)

第 11 条 本規程の変更は、理事会の議を経て、社員総会の決議による。

付 則

本規程は、平成 29 年 4 月 5 日に遡って施行する。